

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：宮崎県
農業委員会名：えびの市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	2,400	1,240	0	0	0	3,640
経営耕地面積	1,873	988	819	30	139	2,861
遊休農地面積	31.0	25.0	28.5	0	0	56.0
農地台帳面積	2,278	1,643.0	1,643	0	0	3,921

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,261
自給的農家数	704
販売農家数	1,557
主業農家数	341
準主業農家数	229
副業的農家数	986

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,310
女性	1,085
40代以下	216

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	278
基本構想水準到達者	33
認定新規就農者	5
農業参入法人	3
集落営農経営	13
特定農業団体	
集落営農組織	13

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数							0	0
認定農業者							0	0
女性							0	0
40代以下							0	0

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年07月26日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	10	10			
認定農業者	—	4			
認定農業者に準ずる者	—				
女性	—	2			
40代以下	—				
中立委員	—	1			

* 現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,640ha	2,092.5ha	57.48%
課 題	認定農業者等の担い手の高齢化で、積極的に経営規模拡大を希望する農業者が少なくなっている。また、農地所有者の不在や死亡等により利用権設定等がむずかしい農地や、特に理由もなく貸し出しをしない所有者等もいるため、継続的な農地中間管理事業の制度周知や貸しやすい制度設計を再度検討する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
2,182.5ha	2194.3ha	101.8ha	100.54%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	4月～6月：農繁期にあわせた農地の流動化のための掘り起こし、再設定等の支援活動。 7月～11月：利用状況調査と遊休農地所有者等への指導及び農地の利用集積活動。 12月～3月：農閑期及び貸借期間満了時期に合わせた担い手への農地の利用集積活動。 4～3月：年間を通して農地中間管理事業及び人・農地プランの周知、推進。
活動実績	・農業委員会が主体となり、不耕作状態の優良農地や貸借希望農地を、認定農業者等の担い手へ紹介するなど担い手へ集積するため掘り起こし活動を展開した。 ・農地中間管理機構特例事業を活用して、規模拡大を希望する認定農業者へあっせんを行い、農地の集積を図った。 ・農地中間管理事業の制度の研修等を通じて、委員・職員等の理解を深めた。 ・農地中間管理事業の利用を推進したことで、令和2年度末で約73.8ヘクタールの集積実績となった。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地意向調査結果等を基に優良農地等のあっせんを積極的に展開するとともに、離農希望者や規模縮小農家等の実態把握を行い、例年以上の高い目標と達成に向けた計画案を策定する必要がある。
活動に対する評価	・委員での掘り起こしにより担い手に農地を集積した。 ・市及びJAと協力して、円滑化事業から農地中間管理事業への貸借の移行を推進した。 ・離農希望者等の農地等の把握、掘り起こしが十分でなかった。 ・利用状況調査結果等を目標集積面積に反映させることができなかつた。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	5経営体	8経営体	9経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.4ha	0.8ha	0.9ha
課題	特になし		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
7経営体	5経営体	71%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
0.7ha	0.8ha	114%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規就農者が参入しやすいように下限面積を変更して、その事をホームページで広報し、定住担当課と情報共有で連携して、新規就農者が参入できるように推進していく。
活動実績	定住担当課と情報共有する事で相談者に説明する事ができた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	下限面積を変更した事により、参入しやすくなった。
活動に対する評価	相談者には、十分対応する事ができた。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,696ha	56ha	1.5%
課 題	遊休農地は、ここ数年横ばいとなっているが、山間部に集中している。獣害や日照不足、耕作条件の悪さから耕作放棄されるケースが多い。農地中間管理事業の活用と獣害対策等を併用して、活用可能な農地を中心に所有者等へ貸し出し等を促していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
10ha	9.4ha	94%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期				
		27人		7月～8月	8月				
	農地の利用状況調査	調査方法	1 管内全域を調査区域とし、7月から8月を重点期間に設定。 2 農業委員及び農地利用最適化推進委員を調査員として委嘱し、各担当地区の現況調査を一斉に実施(航空写真、遊休農地リスト等を配付)。 3 利用状況調査の実施に当たり、農地相談員1名による調査補助。 4 遊休化している農地を図面におとし、現況、要因等を分析。 5 調査結果に基づき、農地相談員や農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、所有者または耕作者に対する意向調査及び改善指導の実施。 6 貸付希望農地に対する農地中間管理事業の活用推進。						
	農地の利用意向調査	調査実施時期:9月～11月							
	その他の活動								
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期				
		27人		7月～8月	8月				
	農地の利用意向調査	調査実施時期	9月～11月	調査結果取りまとめ時期	11月				
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条				
	調査数:	251筆	調査数:	筆	調査数:				
	調査面積:	20.0ha	調査面積:	ha	調査面積:				
	その他の活動								

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用状況調査に基づき遊休農地の現状を把握し、前年度実績を踏まえ優良農地の遊休化の未然防止と解消を念頭に、改善計画等を作成しその計画に基づいた実行可能な目標を設定したが、意向調査を確実に実施し、解消に向けた指導等を強化し、耕作可能な遊休農地は、農地中間管理事業の活用へ誘導していくことで、目標の達成は可能と判断する。
活動に対する評価	・おおむね計画どおりに実施できた。調査後の所有者等への意向調査を郵送から委員による訪問にした事で調査票の回収率が、かなり向上した。 ・新規遊休農地の把握もしたが、早期解消の必要性からも、さらに調査精度を高める必要があるので、調査員、農地相談員及び事務局が連携した取組みを行うべきである。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,640ha	3ha
課 題	農地法に対する認識不足に加え、生産性の低い山間部の農地を中心に植林等がされている事例が多く見受けられる。また、その他の転用も認識不足等により事前着工される事案も見受けられる。継続的な啓発活動による未然防止と定期的な農地パトロールによる早期発見を根気強く続ける必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.9ha	2.1ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	毎月月末:小委員会時に合同農地パトロールを実施。 7月～8月、9～11月:農地利用状況調査を通じて、違反転用の発見と解消に向けた指導。 年間を通して、農地相談時や日常の委員活動のなかで、違反転用の早期発見や追認申請等、適切な指導の実施。
活動実績	・農業委員及び農地利用最適化推進委員による日常の農地パトロールに加え、利用状況調査時を利用して違反転用農地を把握し、解消指導を行った。 ・農地相談時に発覚したものは、可能な事案はその都度是正指導をし、令和2年度実績で12件の追認処理を行った。 ・国土調査の成果に基づく地目変更について調査担当課と協議し、無断転用に該当するものは、農地法の追認申請を行うよう指導を行った。 ・農地転用について、農業委員会発行の広報紙で周知した。
活動に対する評価	・違反転用の工事中または転用工事開始直後発見できれば指導もできるが、転用後時間が経過している事案ばかりで、追認もやむを得ないと判断した。 ・国土調査の結果による違反転用事案の処理については、農地法許可を必要と認めるものは適正に指導し追認処理を行った。 ・小委員会時の農地パトロールでは、十分な調査ができなかったので、事務局や委員個別パトロールを別途実施することが必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 156件、うち許可 156件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	書類審査及び現地調査を実施し、農業委員が申請者に申請内容等を聴取している。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	申請者ごとに説明し、担当農業委員による調査報告後、全体で審議を実施している。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数			0件
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数			0件
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を市ホームページ及び事務局にて縦覧に供している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	特になし			

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 54件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局で事前に書類審査及び現地調査を行った上で、小委員会で現地調査を実施し、許可基準の確認をしている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局が一般基準を説明後、担当の小委員長が立地基準、現地の状況等を詳細に報告した上で審議している。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	総会終了後、すみやかに議事録を作成し、市ホームページ及び事務局にて縦覧に供している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	特になし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	34 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	32 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	7 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	6 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	1 法人
	提出しなかった理由	報告の義務の認識不足
	対応方針	農地法で義務付けられた報告義務を再度説明し、法人に理解を得られるよう粘り強く文書または電話等による指導を実施する。
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	—

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	1341件 公表時期 令和3年3月
		情報の提供方法: 市ホームページ及び事務局での公表	
	是正措置	特になし	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	728件 取りまとめ時期 令和3年3月
		情報の提供方法: 事務局での公表	
	是正措置	特になし	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	3,921ha
		データ更新: 農地基本台帳システムを基本に、農地の許可等に伴う権利移動等は毎月更新し、相続の届出その他の異動は固定資産データ等は随時更新した。また、世帯員情報も住民基本台帳との照合を毎月1回実施した。	
		公表: 農地情報公開システムにて、公表している。	
	是正措置	特になし	

※他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	
	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	
	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0 件

提出先及び提出した意見の概要	

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--